

第6 消火活動上の施設等

円滑な消火活動を行うため、はしご自動車等の活動空間の確保及び消防水利の設置については、次によること。

(第6に定める事項については全て★)

1 はしご自動車等の活動空間の確保

3階以上の建築物（非常用エレベーターを設けたものは除く。）には、次によりはしご自動車の活動空間を確保すること。

(1) 道路及び敷地内の通路

道路及び通路等（以下「道路等」という。）は、はしご自動車の運行、操作等が容易にできる幅員、すみ切り及び路盤等の強度を有するものとし、次によること。

ア 道路等の周辺部分には、はしご自動車の運行、操作等の障害となる門、塀、電柱等の障害要因が存在しないものであること。

イ 道路等の幅員は、4m以上であること。

ウ 道路等の屈曲又は交差部分は、道路等の幅員が互いに6m以上ない場合、はしご自動車等の通行に支障のないよう、有効なすみ切りを設けること。

エ 道路等は、はしご自動車の重量に耐えられる構造であること。

オ 道路等と建築物間の距離が、8m以下となるようにすること。

(2) はしごの架てい箇所となる非常用開口部又は消防活動上有効な開口部の周囲には、活動上の障害となる架空電線等が存在しないものであること。

(3) 特定共住省令によらない共同住宅等で2方向避難が確保されないものについては、原則として各住戸の出入口側とバルコニー側の2面に、はしご自動車を架ていできるようにすること。

2 連結送水管等の送水口

(1) 送水口の位置

送水口は、消防自動車等が容易に接近することができ、かつ、建築物の出入口の直近等の消防隊が容易に視認できる位置に設置すること。

(2) 送水口の形状

送水口は双口型とすること。

3 連結送水管の放水口

(1) 放水口の位置

放水口は、避難階段及び特別避難階段の附室並びに非常用昇降機の乗降ロビー又は直通階段の階段室に設けること。

(2) 消防用ホース通過孔

上記(1)の放水口を設けた附室等から建築部内部に進入する防火戸等には、2節第2.4.(6)に定めるホース通過孔を設けること。